

由利本荘市鶴舞会館

由利本荘市働く婦人の家
由利本荘市本荘福祉センター



〒015-0872 秋田県由利本荘市瓦谷地1
電話 0184-24-2911

由利本荘市鶴舞会館のご使用について

(1) 使用時間

午前9時から午後9時まで(1時間単位)

※使用時間には会場準備、受付、後片付け等を含みます。

※午後9時までには退館してください。

(2) 使用申込み

- ・指定様式「使用許可申請書」に必要事項を記入し事務室へご提出ください。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

受付開始 ご使用日の3ヵ月前の月の初日

休館日 12月29日～1月3日

※ 毎月末日(土・日・祝日の場合その直前の平日)は館内点検のため全館休館とさせていただきます。

(3) 使用料金

- ・使用料金は条例に基づき全額前納となります。
- ・由利本荘市公の施設使用料減額・免除団体の登録を受けている方は「使用許可申請書」の“減額・減免理由”の欄にその旨を記入してください。
(料金支払い後に、減額・減免の申し出があった場合でも返還はできません)
- ・既納の使用料は施設を使用しなかった場合でも返還はできません。

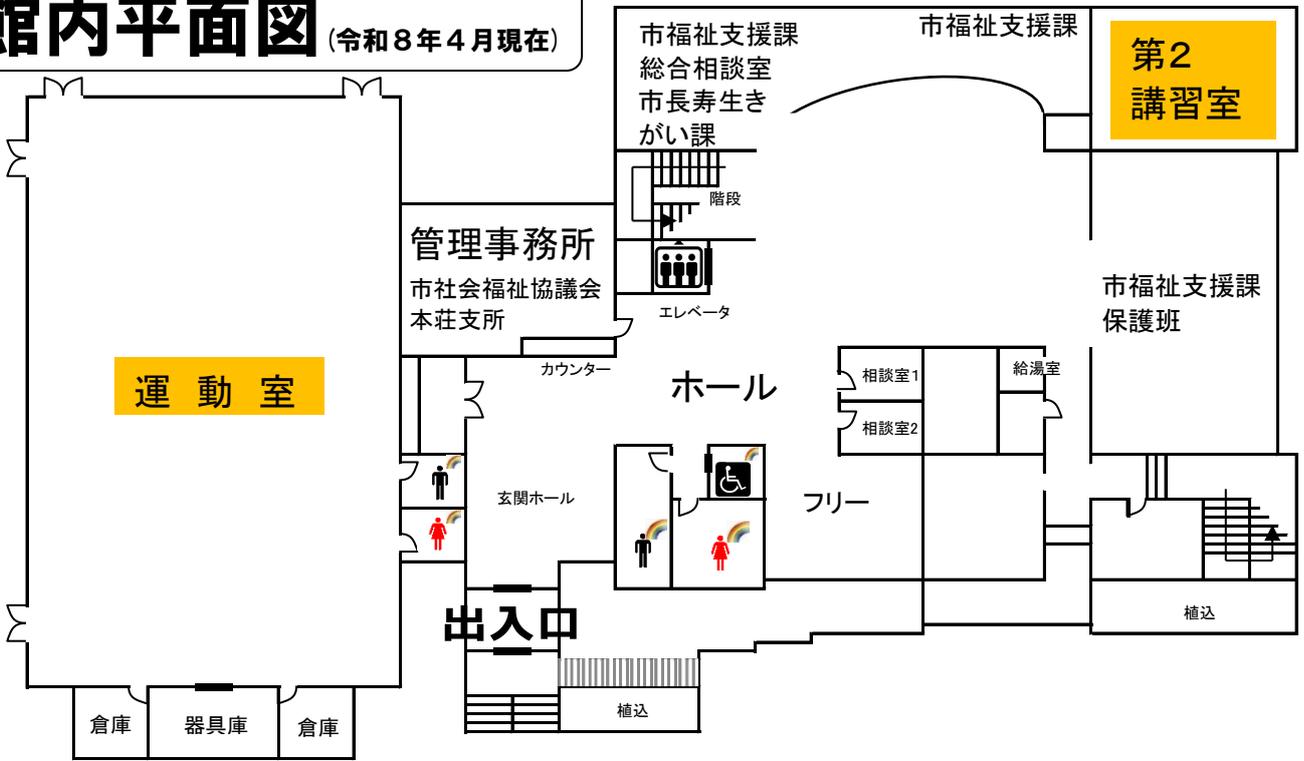
鶴舞会館使用料金一覧表 (1時間あたり) (R8.4.1～)

使用場所	面積 (㎡)	利用定員 (人)	市内在住の方	市外在住の方 営利又は営業目的	
1階	運動室	382.76	128	¥230	¥460
	第2講習室(和室)	50.52	17	¥170	¥340
2階	研修ホール	197.00	66	¥420	¥840
	憩いの間(和室)	73.87	25	¥190	¥380
3階	第3学習室	37.91	13	¥100	¥200
	会議室	74.23	25	¥160	¥320

※宴席等での使用は減額されません(通常料金となります)。

館内平面図 (令和8年4月現在)

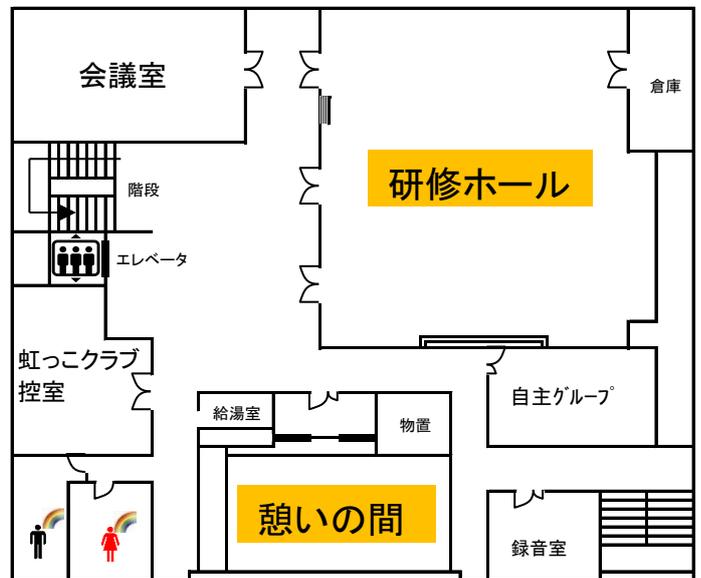
一階 (働く婦人の家)



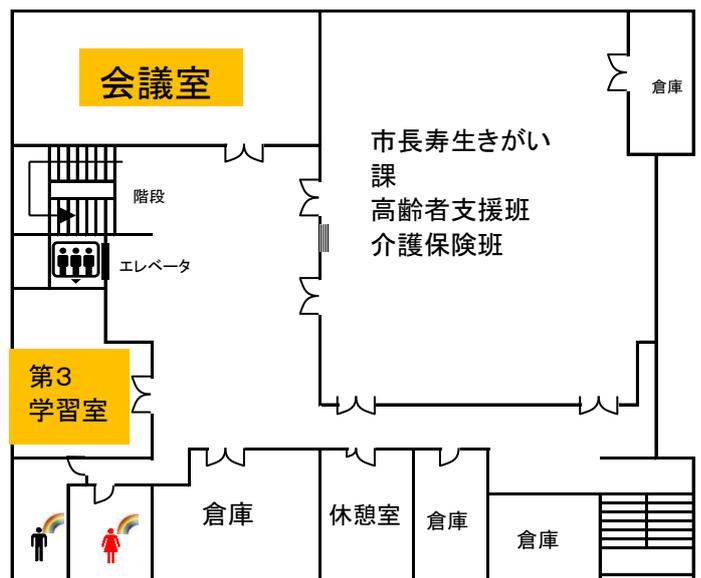
鶴舞会館のご利用について

- (1) 使用時間
午前9時00分～午後9時00分
(午後9時閉館)
- (2) 使用申込み
指定様式「使用許可申請書」に必要事項を記入し事務室へご提出ください。
- (3) 申込み受付時間
月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時
使用日の3カ月前の月の初日
- (4) 休館日
12月29日～1月3日
館内点検日 毎月末日
(土日祝日の場合その直前の平日)
- (5) 会場の使用方法
1. 備品(机・椅子等)を利用した場合は終了時間まで元の位置に戻し冷暖房の停止を確認後「使用報告カード」を提出してください。
2. 使用中に出たゴミはお持ち帰りください。

二階 (福祉センター)



三階 (福祉センター)



案内図



- JR線 羽後本荘駅より 徒歩10分
- バス 羽後交通バス「鶴舞町」下車 徒歩1分
由利本荘市循環バス ごてんまり号「鶴舞会館前」下車 徒歩3分